

# 古事記序文觀の変遷

六六

早川万年

## はじめに

かの価値を見い出してきた先人の業績に学びつつ、また自らにつての“価値”を探求したいからにほかならない。

### 一、序文の「価値」

#### (1) 『古事記伝』における序文觀

『古事記』は周知の通り現存する我が国最初の歴史書であり、『日本書紀』とともに国史の冒頭を飾る古典として尊重されてきた。そして本居宣長の『古事記伝』が『古事記』の価値を飛躍的に高め、以後の「神典」視の大きなよりどころとなつたのである。本稿では宣長以降、山田孝雄に至る間の注釈的研究をいくつか取り上げ、そこにどのように序文が見られていたかを検討し、その変遷のあとをたどる。もとより私は研究史の俯瞰を目的とするのではなく。『古事記』はそれが国初以来の歴史を語る最古の史書であることから古典として尊重されてきたという歴史を有する。しかしこれは、さまざまの批判があり、また近律に尊重されてきたわけではなく、さまざまな批判があり、また近世から近代へというきわめて大きな政治的社会的変動を経験するなかで、やはり古典であるがゆえの洗礼を受けてきているのである。言うまでもなく私たちは『古事記』を古典として正確に読むべきである。しかしそれとともに私は『古事記』受容の歴史をも振り返ってみたまう。それは、過去と対比することによつて、ある時代に生きる私たち自身の“位置”を知るためと、一つの古典から何らかの価値を見い出してきた先人の業績に学びつつ、また自らにつての“価値”を探求したいからにほかならない。

宣長の師である賀茂真淵は、序文後補説とも言うべき立場をとつて、宣長はこれに同調せず、序も本文もすべて安萬信の述作にかかると説いている。そして本文と著しく異なる序文の文体について、「凡て書を著<sup>シカ</sup>りて上に獻る序は、然文をかざり当代を贊称<sup>ホメ</sup>奉りなどする、漢のおしなべての例なるに依れるなり」と、中国におけるその体例に倣つたものであるとし、河村秀興の『古事記開題』<sup>(3)</sup>と同様の見解を示している。ただここで宣長がことさらに指摘しているのは、序文の文体が漢籍の場合と同じく文章を修飾している点である。周知の通り宣長は『古事記』の価値を、古代からの言い伝えをそのまま残して書き記してあるところに見い出しており、そのため漢文表現としての潤色が多い『日本書紀』の価値は『古事記』よりも劣ると考えている。したがつて序文でもやはり漢文的な修飾が問題視され、そのような修飾表現があつてもそれにまどわさ

れてはならず、あくまでも本文の趣旨を尊重すべきであると主張する。序文への注についても、

今此序を註するに、たゞ文章のかざりのみに書るところは、たゞ一わたり解釈て、委曲はいはず、其はみな漢ことにして、要なればなり

と、漢文的修飾の部分の注には冷淡な態度を取つてゐる。確かに本文の注の周到さと比べると序の注の簡略さは明白である。序の冒頭に近い「然乾坤初分、參神作<sup>ハシク</sup>造化之首」……」の注は詳しくなつてゐるが、その内容は、乾坤、陰陽などの説は古伝ではなく、序文が漢文表現であるがゆえの虚飾という主張である。本文と対比することによつて序文の虚構性を指摘してゐるわけである。また「所以出<sup>ハシク</sup>入<sup>ハシク</sup>幽顯」……」の箇所の注では「こゝに所<sup>ハシク</sup>以<sup>ハシク</sup>といひ、次々に、故<sup>カレ</sup>といひ、寔<sup>カレ</sup>知<sup>カレ</sup>といひ、是<sup>カレ</sup>以<sup>カレ</sup>といひ、即<sup>カレ</sup>といへる、みなさしも意あるにあらず、たゞ軽く看すぐすべし」と述べ、漢文表現中の接続語は軽視してよいと言つており、この点で、後に論及する山田孝雄の注とまったく対比的な態度を示している。

『古事記』序は通例三段にわけられ、第一段は国初以来の歴代の事跡を略述している。その第一段の末尾「雖<sup>ハシク</sup>歩驟名異、文質不<sup>ハシク</sup>同<sup>ハシク</sup>」に宣長は「さてかくかくいへること、必<sup>ハシク</sup>しも上に挙たる事ども、悉に当らねども、只漢人の常にいふなる趣を、文のかざりに書るのみなり」と、序文の表現には本文の叙述とそぐわない面もあつて、要するに文のかざりだと消極的に扱い、本文を絶対的に尊重する態度と比べて序文に対してもは懷疑的な厳しい批判の目を向けてい。宣長が序の解釈に積極的な姿勢を示すのは第三段部分、すなわち

『古事記』成立の事情、その筆述方法を述べている部分だけであつても本文読解上の必要から詳説しているにすぎない。

宣長以前においても『古事記』の序文と本文の文体の相違は問題にされてはいたけれども、宣長に至つて明確に意識されたのは、その文体の相違こそが優劣をも決定するということである。本文には意図的に古語が残されており、それゆえに「古の正実」が伝えられている。だからこそ尊重すべき価値があるとの考え方である。したがつて、本文読解のために序が利用されることはあっても、古語を用いていない序文自体の価値は当然低く見られたわけである。

## (2) 『古史徵開題記』における序文觀

本来、平田篤胤は宣長没後の門人として、宣長の学を祖述する姿勢を取つてゐたが、『古史徵』及びその『開題記』では、必ずしも宣長の説に全面的に従うわけではないとしている。『記』序についても、

古事記序の解説は、師の古事記伝一二巻に注されたれど、予が解説は、それと異なること多かり。見む人その異なる處に眼を著て見弁ふべし

という態度を示してゐる。

篤胤の序文注釈は、必要と思われる箇所を抽出し宣長の説を提示しつつ自らの意見を付け加えるという体裁となつてゐる。序第一段の注はやはり簡略であるものの、第三段の『古事記』成立に関するところはかなり詳しく自説を展開してゐる。その際、『古事記』の成立とともに『日本書紀』の成立をも序文から読み取つており、『記』を正史の別記と位置づけている。したがつて『書紀』もそれなりに

尊重すべきであるとして、

さて今に伝はる古記の中に、古事記ばかり古きはなく、其優れて貴たき籍なること、また書紀のつとめて漢文、文章を飾られたる故に、古の意、言を失れる事の多かるなどの事は、師の論はれたる如くなれど、古事記にも事実には錯乱たる事の多かるを、其謬を見得られることは、其宜しき事を見得られたる如くは委からず、書紀の優たる事を見得られることは、其非を見得られし如く委からず

と、宣長の『古事記』偏重を批判する。統けて、

然るを、一向に師説を宜しとのみ思ひ居る徒、己がじしなほ深く考へ明さむ物とも思ひたらで、古事記には絶て繆錯れる事なく、書紀はいたく非事多くて、其神代紀などは、見るにも足ざる物のこと、心得たるも多かるは、甚もをこなる事なりかし

と述べ、要するに篤胤は宣長に対しても是々非々の態度で臨んでいるのである。事実、『開題記』には随所に「師のいじき非説なり」、「是また師の考の危かりしなり」などと宣長説を積極的に駁してさえいる。

この篤胤の態度を序文注に即して見てゆくと、先に挙げた第一段末尾の「雖ニ歩驟各異文質不<sup>同</sup>……」について、「さてかゝる類の語をば、俗の古へ学する徒など甚く惡ひて、心留めて見むとも為ざるは固陋なり。語は漢文に飾れるなれど、意は信にかくの如くなるべき物ぞ。其は古事を伝へ坐る業は、古に稽へて、後の頽廢を繩さむの御心ならずは、何の要とかせむ。」と、

たとえ表現（語）が漢文であっても、その内容（意）こそが大切なのだと述べている。

ここに端的に示された、「語」から「意」への転換は、宣長と異なる篤胤の主張として注目されてよい。そして篤胤をしてこのように言わしめた理由は、宣長が『古事記』は古語を伝えるを旨としていると指摘したのに対し、篤胤が必ずしもそうではないとしたからである。篤胤は『古事記』の書法について次のように言う。

天武天皇の御心を心として漢文に書むとするが本旨なれど、古語をも失はじと務られし故に、漢文を思ふがまゝに書むこと能はず、然れども、漢文に記さむとするが、本旨なりし故に、古語のかたも、思ふ如くは書<sup>キ</sup>得ずて、假字書、漢文、宣命書の、入り混りなる文章となれるになむ有りける。

すなわち、本旨は漢文表記であつて——これは後に『書紀』で達成される——、古語については保存しようとしたものの結局それは不十分となつてしまつたと考えている。したがつて古伝たる内容を追求することこそ大切なのであって、序文についてもただ文体の相違から価値が低いと判断すべきでなく、内容についてもたゞ内容の相違という立場を示しているのである。『書紀』尊重論にしてみても、内容を価値評価の規準としたため、その豊富な所伝からいつて、当然重視されなくてはならなかつたのである。

(3)

『古事記序解』(3)『古事記序解』における序文観

『古事記序解』は亀田鷺谷口述、中島慶太郎筆記により、明治九年に刊行されている。漢文表現の出典に詳しく、浩瀚な注釈となつてゐる。はじめに鷺谷は、

今此序ヲ翻訳シテ、聊其神訣ヲ会スルガ如シ。然レドモ此ニ二難アリ。此二難ノ詮解セザラン限りハ、此序ノ真ニ無上読法タルコトヲ弁知セシコト難シ。何ヲカニ難ト云フ。曰国体是ナリ。曰国教是ナリ。

と、国体、国教の二点こそが序文解釈の根本であると言つてゐる。序文冒頭の注にも「此序ハ我大八洲国ノ国体国教ノ大本ヲ表顯シ、コレヲ維持張皇セシコトハ、歴朝ノ文質礼変ニ在ルコトヲ陳述セリ」とある。このように、国体、国教を大きく提起したのが鷲谷の特色であるが、もう一点、中国の經典の説を積極的に取り入れて論じているところに注目できる。鷲谷は「何ゾ知ン我皇國ハ、応神天皇朝ニ、漢土經典ヲ採用シ、一代ノ典教ヲ創建シ玉ヒテヨリ、不レ識不知此大八洲国ナル人卿ノ言論行事ニ顕発シ、到レ今断滅ナキコトヲ。」と、応神朝における五經博士の渡來を大きく評価し、「且漢土ノ字体ハ、譬べ形魄ノ如ク、皇國ノ言靈ハ、譬べ魂氣ノ如ク」であつて、漢字の表現と和語とは一体であると説く。王仁の渡來、留学生の派遣などを通じて、孔門の古説が我が國古代に受容され、和語中心の『古事記』と漢文の『書紀』とが並行して編纂されるに至つたとし、それは和語の内容と漢字の意味とが適應した結果であると論じてゐる。したがつて漢字の読みを通じて我が國古来の説は生かされており、また漢字を理解しているところに中國經典の説も表わされているとする。ここに序文を漢文表現のままに尊重する理由が存するわけである。

中國經典の説の受容を知るためには当然、語句の出典論が必要となる。この方面への鷲谷の博識ぶりは十二分に注釈に表わされてお

り、序文研究のかなりの部分はここに築かれたと言つてよい。ただし序文中の語句と中國の諸書（緯書も多く利用してゐる）を結びつけるに急なあまり、ところどころ強引な展開を試みている。

鷲谷の序文解釈は宣長、篤胤ともがい、第一段に比重がかかるつて、漢文修辞もその意味で詳論されねばならなかつた。例え第一段末尾「雖ニ歩驟各異、文質不<sup>レ</sup>同、莫<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>稽<sup>レ</sup>古以繩<sup>レ</sup>風猷於既頽<sup>レ</sup>、照<sup>レ</sup>今以補<sup>レ</sup>典教於欲<sup>レ</sup>絕<sup>レ</sup>」の「典教」について、これは仁義礼智信の五常の教を云うとして孝經鉤命訣に「性者生之質、若木性則仁、金性則義、火性則礼、土性則信、水性則知也」とあるのを引き、神話解釈に結びつけている。すなわち、「三珍子ヲ顯生シ玉ヒ、水土ノ位分始テ定リ、水火ハ氣變ノ終始ヲ知リ、木金ハ升降シテ物變ノ功ヲ執ルコトニテ、此顯界ノ成ト成ザル限モナク、作堅マリ、カノ三種ノ神宝モ、既ニ劍玉ニ魂鏡ヲ挿入シテ、仁義智<sup>レ</sup>三物悉ク完具シ、於是天孫降臨ニ及ビシ」として、神話の展開こそ經典の説と一致するのだと解釈している。そして応神朝の經学採用にしてもまた大宝令による經學の規程も「欲<sup>レ</sup>絶<sup>レ</sup>」する「典教」を補つたものであるとし、「然レバ大八洲國ノ就出ル所以ノ國體ト、此大八洲國ヲ完就スル所以ノ國教トハ、体用ノ如ク、氣魄ノ如ク、相須チ相扶<sup>レ</sup>」と述べてゐる。このように出典論には特に意を用いていながら、神道的解釈に至つてはむしろ時代に逆行するかのよう附会の説も示してゐる。ただし、序文を詳注する態度の基本に國體意識があつたことと、序第一段を詳述してゐる点に留意しておきたい。

### (3) 『古事記伝略』における序文觀

吉岡徳明の『古事記伝略』<sup>(9)</sup>は、その題名の通り、本居宣長の『古事記伝』を簡略したものであるが、冒頭の例言で徳明が言っているように『記伝』の不足しているところは先行所説、また自説により補う態度を取っている。特に序文については、宣長の解釈が簡略に過ぎ、「ことのあきらめ難き節も少なからず、故レ今伝略の題意に違ふといへども還て之を詳細に為むことを勉む。」と、改めて詳注すると述べている。その具体的な解釈では、『記伝』の説に対しても『古史徵開題記』、田中頼庸説等を増補しているが、大きな特色は、語句の出典を示している点である。これは先の『序解』と軌を一にするところであつて、明記はされていないが、『序解』を参照していられると思われる。『序解』を受容するに当つては、鷺谷の過度の解釈を押さえ、穏当な態度で出典を提示し、結果的には要を得た注解となつてゐる。例えば右に掲げた「典教」について、「今按に、典教は、尚書堯典に、五典五教の目あり、然れども、彼は支那の典教のみ、今は皇國御世々々の、典誤を指なり」と言つており、鷺谷のように出典の意に全面的に依存するわけではない。とは言え、『記伝』に増補した部分のかなりは漢籍の出典及び『日本書紀』からの引証である。宣長が漢文の修飾を虚偽であると退けたのに対し、序第三段の「御紫宸而、德被馬蹄之所極……」の箇所では祈年祭祝詞の「皇大御神能見靈志坐、四方國者云々、青海原者棹柁不干……」に由来すると述べ、「されば文章は漢文なれども、文意は皇國の古典に基づけるなり」と、たゞ表現は漢文であつても内容が日本古來のものである場合を指摘している。この場合は、祝詞の漢訳といふ面の指摘であるが、『書紀』をしばしば参考しているように他書

を勘案して積極的に文意を追求しようとしている。宣長が「たゞ軽く看すぐすべし」といつて顧慮しなかつた序文第一段の「所以」「故」「寔知」等の語句についても徳明は「今按に、此はむげに、意なく置る文字にも非るか、其由は其處々に云べし」と宣長とは異なる態度を示し、例えば「故、太素杳冥」の「故」の場合、「總て上文の意を受け、是訛なるに由て、天地の初よりして、神代の事をも知り得るなりと、断<sup>(トワリ)</sup>たるなり」と説明しているのである。

以上からみて『伝略』は『記伝』の不十分さを補うという立場から篤胤の『開題記』を受け継ぎ、また、漢文語句の出典を検討し内容を明らかにしてゆくという点で『序解』の姿勢を継承していると言えよう。

## (5)

## 『古事記序文講義』における序文観

『古事記序文講義』は、周知の通り山田孝雄の講述にかかるもので昭和十年に刊行されている。山田の厳密な考証の学風はこの『講義』においてもいかんなく發揮され、空前の浩瀚な序文研究となつてゐる。漢文表記の出典論も本『講義』によつてほぼ尽くされたと言つてよいだろう。

この『講義』に示される第一の特色は、はつきりした序文重視の態度である。山田は、『古事記』は何を目的としたものかといふ命題に対して、それは序文を見れば明らかであると言い、「これを序文といふのは俗称であつて、上表であることは明白である。それ故に之を読みば著述の本旨がわかるわけである。」と述べ、『古事記』の精神、目的は序（上表文）に示されているとしている。そしてその『古事記』の本質を序文第一段にある「斯乃邦家之經緯、王化之

鴻基焉」に見い出し、次のように論じている。

若し古事記を、最もよく本質に触れた見方からして材料とするならば、古代のわが国体法制を記述したものと見るべきものである。……古事記の記し伝へた時代的の差別相はこれは今日には通用せぬであらうが、その根本とその精神の経常的のものは日本国家の存する限り、日本国民の存する限り永久不变である。……古事記は現代の吾々の精神生活の源泉であり、本幹である。<sup>(15)</sup>

ここに山田は『古事記』を国体法制の書であると位置づけ、日本の国体そのものが不変である以上、当然『古事記』は現代に生きつけていると考へてゐる。既に亀田鶯谷において序文解釈の根本条件を国体、国教としていたが、山田の場合、さらにそれが發展し、『古事記』は我が「國家精神の源泉」としてまさに国体の書であつて、序文はその精髄とされているのである。このように『古事記』を絶対的に尊信する態度は、山田自身の思想性に関わるわけであるが、これまで見てきたようにまた一面では序文觀変遷の流れの上に成立しているとも言える。平田篤胤、吉岡徳明と続いている宣長への批判もこの『講義』によつてさらに強調されている。

序文冒頭の句に統けて「然、乾坤初分……」とある箇所の「然」(シカレードモ)について、「然」の一字には深い意味がある。私は思ふ。(夫レ……其形)は支那に於ては天地のはじめをいふのは斯うだと云つておいて、然し日本では斯うだと云ふ。……これからは日本のことである」と、「然」の一字に大きな意味を汲み取り、「乾坤」以下の対句についても「この対句は言葉は漢語であるが内容は全く

日本のものである。……古事記三巻の内容は、この序文の中に要約されてゐる。これを古事記伝に文章のかざりだけの事だとけなしてから、学者は甚だ軽んずるやうになつてゐるが、私はこれらの漢文の中に、わが古伝説の大要と本旨とを要約し得た安萬侶の苦心と手腕とに、非常なる敬服と尊敬と感謝を捧げる」と述べ、安萬侶の漢文の意図を高く評価している。続けて「所以、出入幽顯」では、『記伝』に「所以」を「軽く看すぐすべし」とあるのを批判して、吉岡徳明の態度を支持し、「出入幽顯」についても文字は漢文だが事實は日本の古伝であると、やはりその内容を問題にしている。さらに「定境開邦、制于近淡海」正姓撰氏、勒于遠飛鳥二の箇所では「……然るに本居先生の之に対する御考へは誠に情ない」と云はねばならぬ。古事記伝にはこの箇所を解して「……さて是までは古への御代々々に聞え高き事をこれかれと抜き出て文飾に書けるなり。」と云つてゐる。これは誠に安萬侶を侮辱した言といふべきである<sup>(16)</sup>と、まさに宣長批判はここに極まると言つてよいだろう。他にも『記伝』の説は字義を誤つてゐるとしたり、浅薄な注であるなどの批難追求は隨所に見られる。

この『講義』にあつては、『古事記』序文撰者安萬侶の漢文表記が決して安易なものではなく、むしろその内容からいって『古事記』の価値を決定づける程の重要性を持つとし、しかもその内容こそ古伝説に由来する以上、表現方法はなんら問題とはならないとする。これを宣長の古語尊重の態度と比較した場合、非常に顕著な相違が現われているのである。

さて、いささか煩瑣ではあったが、『記伝』から『講義』まで引文を重ねて述べてきた。それを次にまとめてみよう。

『記伝』の態度……古語尊重の立場から序文を軽視。

『開題記』の態度……『古事記』偏重を排し、序文における語よりも意を重視する。宣長への批判。

『序解』の態度……国体、国教を根本条件として序文を解釈。古傳説と中国經典との内容上の一致を論じ、語句の出典を詳説する。

『伝略』の態度……『開題記』『序解』を受け継ぎ、『記伝』を積極的に補う。漢文の意を評価。

『講義』の態度……『古事記』の本質は序に見られ、そこに国体

が闡明されていると認識。漢文としての内容を重視し、宣長批判徹底する。

これらからみて、宣長の古語尊重という基本姿勢は継承されず、その意味において序文の見方に大きな変化があったと言える。宣長

批判が進む過程で、語から意へ、すなわち表現から内容へと序文詫解の重点が移り、その解釈のなかから志向されてゆくのが、国体意識の強調である。この点につき、次に序文第一段の「本教」解釈の推移に着目してさらに検討を加えてみよう。

## 二、「本教」をめぐって

### (1) 諸説の展開

序のなかで「本教」が含まれる部分は次の通りである。  
故、太素杳冥、因<sub>ニ</sub>本教<sub>ニ</sub>而識<sub>ニ</sub>孕<sub>ニ</sub>土產<sub>ニ</sub>嶋之時<sub>ニ</sub>元始綿邈、賴<sub>ニ</sub>先

聖<sub>ニ</sub>而察<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>神立<sub>ニ</sub>人之世<sub>ニ</sub>

これは、伊耶那岐、伊耶那美的國生み、神生みを指摘したものであるが、撰者安萬侶がその國生み神生みのことを知ったのは「本教」、「先聖」によってであるとする。このような脈絡から考えれば

「本教」は古傳説という程度に理解できようかと思う。

### さてそこで「本教」の諸解釈を次に列挙してみよう。

#### 1 『古事記伝』稿本

本教ハ人ニ物ヲ云聞スルヲ教ルト云如ク神代ノ事ヲ云々ト言伝

タルヲ云也

#### 2 『古事記伝』版本

本教は、人に物を語り聞すを教ふといふに同じくて、神代の事どもを語り伝へたる説をいふなり……又思ふに、識といひ察といふを、伊耶那岐命伊耶那美命の御事としても見べし、其時は本教は天<sub>ツ</sub>神の命詔なり、先聖も天<sub>ツ</sub>神を申すなり

#### 3 『古史徵開題記』

本教は、天<sub>ツ</sub>神の命詔にて、世の始メの事どもを、<sub>リツシヘツタ</sub>語<sub>リツシヘツタ</sub>教<sub>リツシヘツタ</sub>伝<sub>リツシヘツタ</sub>へ坐るを云フ。綿邈は遠く遙なるを云フ。先聖も天<sub>ツ</sub>神を申すなり。……世の始メの事は、いと遠く遙にて、おほゝしく詳<sub>サダカ</sub>ならず、知ルべき由なきを、天<sub>ツ</sub>神の詔<sub>リツシ</sub>教<sub>リツシ</sub>たまへるに頼て、國を産み嶋を生み、神を生み、青人草をも生<sub>ミ</sub>立たまひし事も、<sub>アキラカル</sub>察<sub>ニ</sub>に識らるゝと云<sub>ヘ</sub>るなり

#### 4 『古事記序解』

本教ハ、孝經援神契ニ、元氣混沌孝在<sub>其中</sub>トアルヲ、礼記祭儀ニ、衆之本教曰<sub>ヒ</sub>孝ト云ヒ、マタ孝經ニ、孝者德之本也、教

之所由生也ト云フ……（以下略）

#### 5 『古事記伝略』

本教は、天ノ神の命詔なり、（○今按に、古史徵開題記に、本教は、天神の命詔にて、世の始の事を、詔教<sup>トノリトゴト</sup>傳へ坐るを云とあり、謂ゆる、天神の諸ノ太諱<sup>トノリトゴト</sup>辭是なり）

#### 6 『古事記序文譯義』

「本教」文字は世の中の根本になるべき教といふ意であるが支那では孝行を云ふ。……しかし之ではこここの所の解釈がつかぬ。これは文字は支那のものであるが意味は日本の精神でなくてはわからぬ。これを以て見ると屹度日本には昔から伝はつた世の中の基となるべき教があつたものである。之は吾国特有の教である。……それでは今日何を本教と云ふかといふに古事記三卷全部がそれであると私は答へよう。：（以下略）

さて、『記伝』稿本の段階では字義の簡単な解釈にとどまつてゐるのに対し、『記伝』版本ではやや詳しくなる。しかし「又思ふ」以下に書かれていることは、本文から見ればたしかに伊邪那岐、伊邪那美が天神の命で國生みを行なつているものの、この序には「國を孕み、島を産みし時を」とあるので、「識」「察」の主語が伊邪那岐、伊邪那美では適当でない。にもかかわらず『開題記』で「本教」を天神の命詔としているのは宣長とは異なる見地からである。すなわち、その命詔の内容とは、世の始の事を教えたものにはかならず、その結果として國生み島生みのことがわかるとしたのである。したがつて「識」の主語は『古事記』筆述者たる安萬侶である。『記伝』での「本教」が字義に即したものであり、一案として

示されているのも『記』本文に即したものであるが、『開題記』においては、どちらにも服さず、この世の始まりのことを教えたのが天神の詔であるという新しい解釈を示し、「本教」の意味を明確にしているのである。天地のはじまりの事跡が天神の詔で伝えられたという徵証は『記』本文には見い出し難く、またこの序文からいつても、本教が天神の詔であるとする理由は存しない。ゆえに篤胤の解釈は一つの飛躍であると言わざるを得ない。

そこでなぜこのような飛躍が生じるかというと、それは篤胤の古伝説論に由来する。篤胤は同じ神代の伝説であつても『記・紀』の伝に誤脱があり、これに対して祝詞が正しい場合の多いことを主張している。特に鎮火祭の祝詞に「神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼継兵、國能八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氏、……」とあるようすに天地鎔造のことは「天都<sup>アマツノシロノタケ</sup>詞<sup>トコト</sup>事<sup>モノ</sup>」に明らかであるとしている。<sup>12)</sup>したがつて、『古事記』序文の「參神作造化之首」以下は、「天之御中主神、高皇產靈神皇產靈參神の天地を造<sup>トコト</sup>坐し、伊邪那岐伊邪那美二柱神の群品の祖として、國を生み島を生み、神を生み人草をも生立たまへる古事を、產靈大神の詔教えたまへるに頼て識らるゝと云<sup>トコト</sup>る」と解釈するのである。篤胤は序文の「本教」を、產靈大神（神魯岐神魯美一神）の詔教えたところ、つまり鎮火祭の祝詞にある「天都詞太詞事」と考えたわけである。しかし祝詞の記載が『記・紀』に優る古伝説であるという判断は、たぶんに篤胤の直観的把握によつているものであつて、この「祝詞主義」<sup>14)</sup>の立場が古典理解の成果として妥當であるか否かは改めて検討されなくてはならない。ただ、『記』

序の「本教」が鷦鷯の言うようなものであったとしたら、撰者安萬

侶はそれを当然知っていたにもかかわらず、『記』本文ではあえてそれを記さなかつたということになる。その点で鷦鷯の本教論は強引すぎるるのであるが、『伝略』にはこの鷦鷯の態度が確かに受け継がれており、しかも「謂ゆる、天神の諸太諱辭是なり」と付け加えることで右に述べた鷦鷯の説をよりはつきりさせているのである。

さてこれに対して『序解』では『礼記』を引いて本教とは孝であるとする。中国經典に基づく解釈であるが、先聖と相並んで国体、國教の根源であつて、序文自体の目録と見なしている。

次で『序文講義』はこれらの諸説を繼承し、本教こそが神の教えであつて日本の国体の定まるゆえんにほかならず、具体的には『古事記』全体がそうであるとする。鷦鷯の説をより觀念的に發展せしめたと言ひ得よう。一見してわかるように、「本教」の意義は宣長の時と比べてきわめて高くなっている。

前章で指摘したような宣長批判の傾向は「本教」解釈の場合においても表われており、宣長の簡単な字義の注を不満とする論者たちが右のような変化を生み出していったのである。

このような新しい展開では、本教が「天神」によつて示されたものであるという絶対性が強調され、またそれによつて国体が明らかにされているとの理解が深まつていつた。

序文觀の変化という視点ではやはり鷦鷯に注意しなくてはならない。鷦鷯は別に『本教外篇』等の著述もあり、かなり「本教」を意識している。この鷦鷯により序文重視の端緒が開かれ、後に「本教」によつて国体が決定されているのだとする見解に行き着く過程

において、序文重視の傾向はより強まつていつたのである。

鷦鷯以後の変化の画期としては国体意識の高揚ということから維新前後を想定できるであろう。『序解』が国体論を強く打ち出しているのは右に見た通りであるが鷦谷はまたみずから本教々舎とも称した。<sup>16)</sup>

明治以後は国家意識の濃厚なかで序文論が進展する側面があるが、「本教」論推移の上では、幕末に本教本学論を主唱した大国隆正に注目しなくてはならないであろう。言うまでもなく大国は鷦鷯門下として津和野藩にあって本学運動を指導した人物である。そしてこの運動は維新政府の宗教政策の基調となつてゆく。そうした意義の大きさを考えれば大国の本学論は政治的・社会的変動期における国学の新展開を示すものとして重要であると思われる。以下、節を改めて検討してみよう。

## (2) 大国隆正の「本教」論

大国隆正の主張のなかで、本教、本学の論はその中心部分を占めていると言える。まず安政二年（一八五五）四月に完成した『本学舉要』についてみてみるとその冒頭に、

我日本國へ、外國の教法の入來たりしは、應神天皇の御宇のことにて、それまでは本教の一すぢにて、上下和合し、世のなかはよくをさまざまにありしなり。

本教とは、わが天皇の御系譜にして天地のいできはじめの真をつたへたまへる、神代の古事をいふ。

とあつて外國の教えに対する我が國本来の教えであるという態度を基本としている。<sup>18)</sup> むろんその「本教」は『記』序に由来するとして、

さてその本教といふ名目は、隆正があらたにつけていふ名にあらず、太朝臣安麻呂主のかゝれし『古事記』奏上の序に見えた。其文にいはく、「故太素晉冥 因ニ本教而識孕レ土産レ島之時、元始綿邈、賴ニ先聖ニ而察ニ生レ神立人之世」とあり。「本教」の二字、この序の眼目なり。「土をばらみ島をうむ」といふこと、異国にはそのためしなし。わがくにの古伝にのみあることなれば「本教」によりて識」とかゝれしものになん。

「本教」こそ『記』序の眼目であると述べている。

大国の著書には他にもしばしば「本教」への言及が見られ、『古伝通解』にも『記』序の帝皇日繼及先代旧事が本教であつて、天つ日繼の古事は本教の中の本教であるとしている。<sup>(19)</sup>したがつて宝祚無窮の神勅のもとに神代の古事である天皇の御系譜が一貫するところにこそ、他國に比類のない「大帝爵の国体」が示されているとする。ここに本教と国体とが一体となつて説明されている。本教と国体、国教を結びつけているのは『序解』に見られるが、それ以前の大國において、「天皇の御系譜」を示すものとしての国体が本教論のなかに主張されていたのである。この本教論は、同様に国体に関する序文講義の本教論と共通するものである。「土をばらみ国を生む」という説がわが国の古伝であるとその独自性を指摘するのも、大國、山田の両者に共通している。

また宣長説への見解については、しばしばその功績を称えるものの、欠点として「わがくにのいにしへ、道といふことも教といふこともなかりしよしにいはれ、理學をきらはれしこと」などを挙げて

いる。先に取り上げたように篤胤の序文解釈には語より意尊重の姿勢が存したので、それと軌を一にする批判と受け取れよう。

大国の場合は自らの学問を國際社会に通用するものと位置づけ、本居、平田の学を「外国人応接にはたらぬ」と評している。<sup>(20)</sup>大国に至つて特に國体論が強調されてくる背景には、幕末における政治的変動、外國の脅威が存在していた。このような状況で『記』序「本教」が理念的に注視されたのであった。

以上から見ると『古事記』序文論での宣長批判の流れは、ほぼこの大国の「本教」論で一つの到達点に行き着いていると考へることができ、後の『序文講義』と共に通する考え方が既に示されているのである。したがつて序文解釈史の上からみればやはりこの大国隆正の本教本学論は大いに注目すべき位置を占めていると言えよう。

幕末から明治初期には、大国のほかにも多くの「本教」論が見られる。篤胤の繼承者として平田門に重きをなした矢野玄道に『本教學柱』『本教学解』があり、本教こそ皇化の鴻基であるとしている。

また、大国隆正の影響と思われるものとして、荻原広道の『本学提綱』があり、ここにおいては、「学び知りて益あるべき事どもを假に十科の目を建て説辨ぶる」なかの第一科を本教とし、「本教とハ上に云る如古事記序に所見たる多安萬侶朝臣の語にて吾神<sup>カムナガラ</sup>隨の大道をいふ日本紀古事記を始<sup>ハ</sup>として古語拾遺さては令式の神祇部など正しき書籍<sup>ノ</sup>どもを本として末々諸書に考へ并せ(割注略)また古く由緒ある神社の古伝説或は風土記萬葉集までをも採用ひて天地の開闢の時より有とあらゆる神理の灼然き事を学ぶなり」と述べ、本教を学科目の第一としてかなり広い範囲をそれに含めている。

これらにおいては、「本教」（本学）を『古事記』序文中の一語であるとしながらも国学そのものの理念として拡大重視しているのである。

維新の宗教政策は、平田門特に津和野藩関係者の力によつて推進され、明治三年正月三日には「宣布大教詔」<sup>(23)</sup>が発せられた。翌々年三月には教部省が設置され、さらに翌六年六月には大教院神殿、大講堂が竣工する。この時の大録兼権少教正田中頼庸の誓詞には「諸同心爾本教乃事爾功績久奉仕奉」<sup>(24)</sup>などと「本教」が見え、「惟神乃道爾戻」<sup>(25)</sup>ことが言明されている。またこの前後数年の間には「本教」を宣道する多くの書が著されており、かかる潮流のなかで亀田鷲谷の『古事記序解』、矢野玄道の『本教学解』も公刊されたといつてよいであろう。

### おわりに

古語、古典の学としての皇国学を樹立した本居宣長の場合、その文体論の帰結として『古事記』序文軽視が生じるのはいわば当然であった。これに対して篤胤以降の序文重視の姿勢は、しばしば指摘してきたように、表現よりも内容を重んずるというところから示されたものであった。そしてその序には、帝紀、旧辞が「邦家の經緯、王化の鴻基」であるとされており、ここに『記・紀』の基本的性格が見い出され、重視されたのである。したがつてそれは、『皇國』の神典となつたのである。このような国家的意味あい、すなわち国体の根柢として『古事記』序、さらには「本教」が重視、強調されていったのである。ところがこれには宣長の考え方を否定して

ゆくという一面をも有していた。『記』序を重視すること 자체が宣長とは相反する態度であったからである。この点に見るかぎりでは、宣長を継承しつつ国学が発展したのではなく、むしろその反対であると言つてよい。そしてこの宣長否定とともに、国体の学としての古典論が興隆していくのである。特に「大教」「本教」を唱導したのは、公の宗教たる国家的意味が志向されたからにほかならない。<sup>(26)</sup>

本稿では多くある『古事記』研究書のうち、その一部分だけを垣間見てきたにすぎない。言うまでもなく古典受容史のほんの一齣である。近來の『記・紀』研究は、かつての神典觀が批判されるとともに、その史料性自体を再認識するための文献批判が進み、現在ではその史実性の懷疑、否定へと向う流れが大きいと言えよう。ためにその古典としての価値は総じて変質、低下しつつあると感じられる。私がここに取り上げたのはある時期のある一面にすぎないが、『記・紀』等、上代古典自体の文献研究が今なお途上にあることを思えば、その受容史、古典觀もまた私たちが検討を続けてゆくべき課題であると考える。そしてまた現在の古典觀にも決して安易に迎合することなく、基礎的研究をふまえた上で、私たち自身による古典理解を深めてゆかなければならぬと思う。

### 〔注〕

- (1) 本居宣長稿本全集》七二五頁。明和五年宣長宛書翰。
- (2) 『古事記伝』二之巻冒頭。(筑摩書房『本居宣長全集』) 第

九巻六五頁。以下『記伝』版本の引用はこの筑摩全集版による。)

- (3) 『書紀集解』附録「河村氏家学拾説」所収、五二頁。
- (4) 右、賀茂真淵、河村秀興など。
- (5) 『新修平田篤胤全集』第五巻六七頁。以下引用はこれによる。
- (6) 藤井信男『古事記上表文の研究』二六頁参照。
- (7) 三木正太郎『平田篤胤の研究』一五六頁参照。
- (8) 藤井信男前掲書所収。以下引用はこれによる。
- (9) 刊年は明治十八年。以降昭和十三年国民精神文化研究所刊本による。
- (10) 『古事記序文講義』三四～三五頁。
- (11) 右同書六七～六八頁。
- (12) 『古史徵開題記』一之卷春（新修版全集本二七頁）。
- (13) 右同（三〇頁）。
- (14) 村岡典嗣『宣長と篤胤』一三二頁。
- (15) 『本教外篇』はキリスト教の影響が顯著であるとされており（村岡典嗣「平田篤胤の神学における耶蘇教の影響」『増訂日本思想史研究』所収）、ここでの「本教」は特にキリスト教を念頭においての表現であると考えられる。
- (16) 講談社『大日本人名辞書』。
- (17) 日本思想大系『伴信友、平田篤胤、大国隆正』（四〇四頁）。以下『本学拳要』の引用はこれによる。
- (18) 芳賀登「大国隆正の学問と思想」（日本思想大系『伴信友、
- (19) 平田篤胤、大国隆正』所収、六三八頁）。
- (20) 芳賀登前掲論文六四〇頁参照。
- (21) 筑波大学図書館所蔵本による。本書の成立は弘化三年とされる（『国書総目録』）。
- (22) 明治二年正月の皇學所規則では本教學という科目が示されている。
- (23) 嘉永七年九月、紀伊藩主に差し出した本居内遠の「古学本教大意」もある。ここでは本教を神道と同義としている（『本居内遠全集』一頁）。
- (24) これに先だつ明治二年二月、外務卿沢宣嘉の建白書には「英國ニテハ神聖列祖之遺訓ヲ以テ、第一之本教ト御立被遊」とある（河野省三『國体觀念の史的研究』一三七頁）。
- (25) 河野右同書二六〇頁以下参照。
- (26) 西田長男「明治維新政府の宗教政策」（『日本神道史研究』第七卷所収、四二九頁）参照。
- （昭和五八年十一月稿）